

会 議 録

会議の名称	令和7年度第3回国民健康保険運営協議会
開催日時	令和8年1月29日(木) 午後2時30分から午後3時30分まで
開催場所	サニープレイス座間3階 会議室B
出席者	被保険者代表 鈴木 健夫 山村 優子 吉田 奈々子 保険医又は保険薬剤師代表 中村 雄大 小林 直之 永野 芳郎 柏木 紀久 公益代表 瀬戸 晃 沖永 明久 竹田 陽介 被用者保険等保険者代表 田邊 裕子
事務局	健康部長、保険年金課長、保険年金係長、国保給付係長、 保険年金係主事
議題	座間市国民健康保険税率の改定等について
会議の内容	1 開会 2 市長あいさつ 3 議題 座間市国民健康保険税率の改定等について 4 報告 座間市国民健康保険税減免取扱要綱の改正について <p style="text-align: center;">【事務局より説明】</p>

【会長】

事務局からの説明について、意見・質問があればお願いします。

【委員】

今回から平等割を廃止し、均等割に統一することで変化が出てくるが、令和3年度の均等割と平等割の総額と今回の改定での均等割、それぞれいくらずつになるのか、その差額はいくらとなるのか。

【事務局】

医療分で、令和3年度は、均等割と平等割を合わせ42,000円。令和8年度が46,700円になり、差額は4,700円。

【会長】

他には。

【委員】

調定額と収納率見込の関係で、税額改定を行った後の調定見込が約31億3,000万で収納率の予想を掛け合わせた収納額見込が約28億円余。一方で、納付金として算定されるのは約37億。その差額分を埋める形で財政調整基金を活用していくという説明。

最終的にはこの納付金の額を賦課された税額で賄っていくという方向性になる。今後の納付金ベースでの統一というのはそういうことか。

【事務局】

納付金ベースの統一は、あくまでもその医療費水準を反映させるかさせないかということ。標準保険料率としたことで、納付金の額すべてを賄えるかは、市町村の所得階層と収納率によるものだと思う。座間市は28億だけれども、他市では31億の収入となるかもしれない。この差は市町村の努力に資するもの。

保険税率を、標準保険料率にしたからと言って、納付金が全部払えるかということ、一概にはそうではないのではと思う。

【委員】

ということは、納付金ベースでの統一というのは、標準保険料率に完全

にイコールになるわけではないと。そういう話で理解してよろしいか。

【事務局】

はい。

【会長】

他には。

【委員】

税額のシミュレーションについて、モデルケースの子育て世代所得400万のケース。これは、この世帯での年間保険税は783,100円。この額とみていいのか。

【事務局】

主が介護分のかかる41歳で、年間所得400万、5人世帯の場合、年間で783,100円になる。

【委員】

医療保険の種別は色々あるが、市民感覚からすると、総額でいくらかという感覚で見る。総額にして実際の負担額がどのくらい上がるのか。

現行でいうと、今まで年間所得400万の場合で年間641,300円だったものが、改定後は783,100円となる。差額として141,800円の値上がりとなる。

もう一つのケース、2人加入の場合のひとりが所得額250万と、もう一人が所得金額90万。世帯を合計すると290万だが、この場合の課税の合計額は424,100円とあるが、現行ではいくらか。あるいは、令和3年度との比較ではどのくらいか。

値上げの度合いが総額でどのくらいの負担感になるのかというのは、大事な話だと思う。

【事務局】

令和7年度の保険税率の場合は、年額で367,000円。改定後との差額が57,100円。令和3年度は、298,200円、差額が125,900円。

【委員】

はい。分かりました。

【会長】

御意見はあるか。

【委員】

今、国民健康保険事業をめぐる状況は、国の法律により、財政主体が都道府県となって以降、あるルールに従って都道府県内での統一という方向に向かっている。市がそれに逆らうことは難しいのは重々分かるが、加入者の分布で言えば、ひとり世帯と無収入が圧倒的に多いという状況の中、年間の保険税が令和3年度では、298,000円だったものが今回で424,000円、差額にして12万。

そこを考えると、私自身はこのルールに従って突き進んでいくのが良いのか、座間市だけの問題でなく、国政レベルの問題になってくると思われる。国保だけでなく、健康保険に関して、抜本的な改革がなされない限り、国民健康保険は持たないと思う。

国は、短時間労働の方を国保から社保に移行するようにと推奨している。どんどん進んでいくのは間違いないし、国保の被保険者数は減少し、低所得の方々だけになってくる中で、財政を賄える訳がない。皆さんの御意見で賛否が決まると思うが、前回の時もそうだが、答申に当たっては、国に対して抜本的な制度改革をしっかりと求めていくということを記していただきたい。

【会長】

ありがとうございます。その他は。

委員から話があった社会保険に関しては、10年かけて法人格を持っているところは全て移行する予定を組んでいる。今は、51人以上の企業、来年の10月頃からは36人、最終的に10年後には、全て社会保険に移動という形がもう想定されている。今貴重なご意見いただいたので、抜本的にということで答申したい。

他に御意見がなれば、採決に移る。

座間市国民健康保険条例施行規則第4条第4項では、「協議会の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と規定されている。

本日、諮問を受けた「座間市国民健康保険税率の改定等について」令和8年度は、算定方式を2方式とし、賦課区分に子ども・子育て支援金分を加え、保険税率及び税額を神奈川県を示す都道府県標準保険料率とすることで良いか、挙手を求める。

賛成多数により、座間市国民健康保険税率の改定等についての諮問は、諮問のとおりとする。

答申書の文案については、私に一任していただきたい。

よろしいか。

【委員】

先ほどの制度改革のところだが、国保だけでなく、健康保険制度の抜本的な改革ということと、国保に限って言えば国費を投入して保険税を下げていくというやり方をとる以外ないと思っている。その財政負担を国の方がしっかり責任持ってほしいということは入れてほしい。

【会長】

事務局から何かありますか。

【事務局】

後日、会長から市長へ答申書を渡していただきたい。

【会長】

了解した。

【会長】

では、報告「座間市国民健康保険税減免取扱要綱の改正について」、事務局から説明を求める。

【事務局より説明】

【会長】

事務局からの説明について、意見・質問があればお願いします。

【委員】

最初に減免の取扱い要綱の改正、災害等による減免だが、基準生活費を、106%から126%という範囲の中で、減免の額もそれによって拡大されたことは良いことだと思う。

ただ、この割合、県の運営方針ということだが、この拡大幅が少ないのではないか。生活保護基準だったら生活保護をもらって医療扶助を受けた方が保険税の負担がなく良いという話になる。生活保護基準と減免基準の幅がどのくらいになるかということだが、教育委員会の要保護準要保護の場合で言えば、生活保護基準の1.3倍。

そこからすると、もう少し拡大幅を大きくしても良いと思うが、これは県が定めるので、何も市からは言えないのか。

【事務局】

国民健康保険に関しては、市独自で何らかの減免を行う場合には条例を立てなければいけない。当然のことながら、財政的な事情もあるが、そこはご意見として承った上で、最終的にどうしていくかというところは調整の上、必要があれば議会に条例を提出していくというような手段になっていく。現時点では委員の御意見として承らせてもらう。

【委員】

これは要綱で市の条例で、国民健康保険税条例における減免規定に災害等に関しての減免規定というのが一方である。

その具体的な細則的な扱い。要綱からすると、基本的には市の裁量的な部分だが、市の裁量的な部分を神奈川県の実態に準拠するという姿勢ではないのか。

【事務局】

県の運営方針に合わせている。

【委員】

裁量的部分として、運営方針を上回る裁量性を発揮できるか。

【事務局】

現時点では裁量がそれぞれ独自でやっている部分もありできる。

【委員】

あと1点。次の特別の理由による減免の方だが、これは条例改正を伴うのか。

【事務局】

条件改正は行わず、特別な事由ということで、要綱で定める。

【委員】

これ自身も良いことだとは思う。コロナの時期にやるべき話。なぜ今の時期なのか。

【事務局】

令和6年5月16日付け、県からの通知を受け、要綱策定に当たっての情報収集を行ったため、この時期になった。

【委員】

分かった。

【会長】

他には。

【 質疑なし 】

5 閉会